

核兵器禁止条約に日本も参加を

署名運動呼びかけ

核兵器禁止条約に50カ国目のホンジュラスが10月25日批准し、来年1月22日にいよいよ発効します。歴史上初めて、国際法上、核兵器が「悪の兵器」として違法化されました。核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵はもとより、他者への移転や受領、使用や使用の威嚇も禁止しました。被爆者や核兵器廃絶を願う世界中の人々の長年の願いが実ったものです。ところが日本政府はこれに反対し、参加しないとしています。

このため新たに「唯一の戦争被爆国 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」が、被爆者や宗教家、作家、音楽家、元防衛大臣など各界の129氏によって共同で呼びかけられました。

市議会でも意見書を

姉妹都市・沼田町議会は採択！

小矢部市の姉妹都市である北海道・沼田町議会も国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しました。小矢部市議会にもこの意見書採択が期待されています。

小矢部平和委員会は被爆75年「平和の波」国際共同行動として、市の協力のもと7月31日から8月11日まで市役所ロビーで原爆写真展を開き、核兵器廃絶をアピールしました。

桜井市長、福島市議会議長は6月9日、核兵器廃絶・被爆者救援を願って、原水爆禁止国民平和行進に義援金とタペストリーを託しました。



市役所ロビーで開いた原爆写真展
7月31日

明るい小矢部

No.207
2020年11月号
年4回6500部発行

発行
日本共産党
小矢部市委員会
小矢部市七社 245
砂田喜昭
TEL 67-4322
FAX 67-4842

日本共産党発行
しんぶん赤旗
日曜版 3497円
月額 930円

2019年度決算 悪化する財政健全化指数

小矢部市は県内で最悪

市債発行額が2018年度には前年（17年度）の14・7億円から30・2億円へ、19年度にも31・8億円となりました。その結果、市債残高は180億円へ急増しました。

地方自治体の財政の健全化を見る指数

波市46・5%です。

も、小矢部市は県内最悪です（『みんな考えようおやべの予算』令和2年度版P61、小矢部市・刊）。小矢部市は実質公債費比率15・1%（砺波市11・9%）、将来負担比率174・4%（砺波市46・5%）です。

総合計画にもなかった統合子ども園建設

2つの統合子ども園建設はもともと総合計画にはなかったものです。それを無理やり押し込んで、2年間で約24億円の借金をし、市債残高急増の原因となりました。

使えぬのに廃止された保育所

国へ812万円の補助金返還

統合された7保育所を無理やり統合したために、市は国（農林水産省）に812万円の林業再生事業補助金を返還しました（今年6月23日に返還）。農水省の補助金で木材を活用する内装改修をし、耐用年数が20年前後あるものをわずか9年で廃止した

財政悪化の原因を探る

めに生じたのです。さらに旧保育所を民間に有償で売却した場合にも国への補助金返還（推定1800万円前後）が問題になる可能性があります。

国の号令で統廃合

税金の無駄づかいではないか

公共施設の統廃合は国の号令を受けたものです。十分に使えるのに廃止されたのがおとぎの館図書室です。城山まちなかトイレでは国から補助金返還が求められ、2019年6月20日に44万9千円を返しました。

知事選

かわぶち映子氏「いのち第二」の訴え 実現へ市民運動を



10月25日投票で行われた県知事選挙で、日本共産党、社民党、れいわ新撰組が応援したかわぶち映子氏は残念ながら及びませんでした。当選は新田八朗氏で、自民党などが推した現職の石井隆一氏を下しました。新田氏の当選は、現県政に変化を求める県民の意向の表れと受け止めることができます。

当選に至らなかったとはいえかわぶち氏の立候補により、「保守分裂」だけではない対立軸、「いのち第二」で医療や介護、保育や教育にしっかりと予算をつける県政をめざす別の道があることを示すことができました。これらの願いを、これからの県政に取り入れさせる市民運動の盛り上がりが見込まれています。

「憲法9条守れ」と毎週月曜日の住民投票で否決されたから。大阪府知事が権限も財源も吸い上げて、「IR・統合型リゾート・カジノ」と、やりたい放題を狙ったものだった。大阪が他人事できなかったのは、日本に、憲法も法律も無視する勢力が台頭してきているからだ。2日の月曜アピールに手書きの看板が登場した。菅首相の似顔絵を真ん中に「みせかけのコロナ対策、貧乏人はみごろし、日本をアメリカの対中国戦争のみちづれに、みせしめもあり おかみにたてついた学者」▼菅首相は日本学術会議推薦の会員候補の内6名を任命しなかつた。学術会議法では「推薦に基づいて総理大臣が任命する」となっている。「なぜ任命拒否したのか」と問われても答えない▼首相は、公務員の選定罷免権が国民にあると定めた憲法15条1項を「根拠」に「すべての公務員の選定罷免権はわれにあり」と繰り返している。志位委員長は「独裁国家への宣言だ」と痛烈に批判した▼戦前、官吏（公務員）の任免権は天皇にあった。それが全体主義と侵略戦争を招いたとの反省から、主権在民のもと国民の選定・罷免権へと変更したのが憲法15条1項だ。国民の代表である国会が決めた法律に内閣が従うのが「三権分立」だ▼安倍政権以降、憲法の解釈を変えて海外で戦争に参加する集団的自衛権の行使容認など、横暴が過ぎる▼大阪の闘いに学んで、総選挙で独裁政治にストップをかけねば。